

○総務省令第五十四号

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

総務大臣 野田 聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(附属申告書等)
第二条の二 [略]

(附属申告書等)
第二条の二 [同上]

[2~4 略]

[2~4 同上]

5 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者(以下「控除対象外国扶養親族」という。)に係る扶養親族に関する事項又は国外居住者である同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。以下この条及び次条において「控除対象外国同一生計配偶者」という。)に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項及び第三百十七条の二第二項の申告書を提出する者(以下この条において「申告者」という。)が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者(法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の同一生計配偶者及び扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族又は当該控除対象外国同一生計配偶者の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。)である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書又は当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書及び次条第四項の規定により提出した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

5 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者(以下「控除対象外国扶養親族」という。)に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第二項及び第三百十七条の二第二項の申告書を提出する者(以下この項及び次項において「申告者」という。)が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者(法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。)である場合にあつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書又は当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書については、この限りでない。

6 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。
[一 略]

6 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。
[一 同上]

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの
[イ 略]

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの
[イ 同上]

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第五項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

7 第五項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。)をいう。

[新設]

一 控除対象外国同一生計配偶者に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国同一生計配偶者が申告者の親族である旨を証するもの

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法第五条第五号に規定する旅券をいう。）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国同一生計配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二 その年において申告者から控除対象外国同一生計配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国同一生計配偶者に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第六項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国同一生計配偶者が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

8 略

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 略

九 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。以下この号において同じ。）の氏名、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）並びに申告者と別居している同一生計配偶者については、当該同一生計配偶者の住所並びに控除対象外国同一生計配偶者である場合には、その旨

三 略

4 控除対象外国同一生計配偶者に係る前項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の規定を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第七項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

7 同上

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 同上

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八 同上

新設

三 同上

新設

<p>第三号様式別表裏面(第二条関係)</p> <p>「様式別紙二 挿入」</p> <p>第五号の四様式表面(第二条関係)</p> <p>「様式別紙四 挿入」</p> <p>第五号の十三様式(第二条の二関係)</p> <p>「様式別紙六 挿入」</p>		<p>第三号様式別表裏面(第二条関係)</p> <p>「様式別紙一 挿入」</p> <p>第五号の四様式表面(第二条関係)</p> <p>「様式別紙三 挿入」</p> <p>第五号の十三様式(第二条の二関係)</p> <p>「様式別紙五 挿入」</p>	
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の地方税法施行規則第二条の二第五項及び第七項並びに第二条の三第二項（第九号に掲げる部分に限る。）及び第四項の規定並びに第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の十三様式は、平成三十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
種類 控除額
生 命 保 険 控 除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 (医療費の実質負担額－10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
その他(地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円))

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
種類 控除額
生 命 保 険 控 除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 (医療費の実質負担額－10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
その他(地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円))

◎税額の計算方法

- 総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
・所得割（総合課税分）
市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
種類 控除額
生 命 保 険 控 除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 (医療費の実質負担額－10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
その他(地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円))

社会保険料控除等
支払金額 控除額
生 命 保 険 控 除 12,000円以下るとき 全額
12,000円超32,000円以下るとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下るとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超とき 28,000円
保 険 控 除 15,000円以下るとき 全額
15,000円超40,000円以下るとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下るとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超とき 35,000円
料 控 除 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地 震 保 険 控 除 支払金額 控除額
保 険 料 50,000円以下るとき 支払金額の1/2
50,000円超るとき 25,000円
保 険 料 旧 5,000円以下るとき 全額
長 期 約 5,000円超15,000円以下るとき 支払金額の1/2+2,500円
約 15,000円超るとき 10,000円
控 除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

社会保険料控除等
支払金額 控除額
生 命 保 険 控 除 12,000円以下るとき 全額
12,000円超32,000円以下るとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下るとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超とき 28,000円
保 険 控 除 15,000円以下るとき 全額
15,000円超40,000円以下るとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下るとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超とき 35,000円
料 控 除 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地 震 保 険 控 除 支払金額 控除額
保 険 料 50,000円以下るとき 支払金額の1/2
50,000円超るとき 25,000円
保 険 料 旧 5,000円以下るとき 全額
長 期 約 5,000円超15,000円以下るとき 支払金額の1/2+2,500円
約 15,000円超るとき 10,000円
控 除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

社会保険料控除等
支払金額 控除額
生 命 保 険 控 除 12,000円以下るとき 全額
12,000円超32,000円以下るとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下るとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超とき 28,000円
保 険 控 除 15,000円以下るとき 全額
15,000円超40,000円以下るとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下るとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超とき 35,000円
料 控 除 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地 震 保 険 控 除 支払金額 控除額
保 険 料 50,000円以下るとき 支払金額の1/2
50,000円超るとき 25,000円
保 険 料 旧 5,000円以下るとき 全額
長 期 約 5,000円超15,000円以下るとき 支払金額の1/2+2,500円
約 15,000円超るとき 10,000円
控 除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

配偶者控除 一般 3万円
老人 3万円
所得金額 控除額
配 38万円超45万円未満 3万円
32,000円超45万円未満 3万円
45万円以上50万円未満 3万円
50万円以上55万円未満 2万円
55万円以上60万円未満 2万円
60万円以上65万円未満 1万円
65万円以上70万円未満 1万円
70万円以上75万円未満 6万円
75万円以上76万円未満 3万円
76万円以上 0円
除 者 者 控 除 (特別障害者の場合) 2万円
(同居特別障害者の場合) 3万円
寡 婦 (寡夫) 控 除 (同居特別障害者の場合) 2万円
勤 労 学 生 控 除 2万円
扶 一 般 3万円
養 老 人 3万円
控 特 定 4万円
除 同 居 老 親 等 4万円
基 礎 控 除 3万円

配偶者控除 一般 3万円
老人 3万円
所得金額 控除額
配 38万円超45万円未満 3万円
32,000円超45万円未満 3万円
45万円以上50万円未満 3万円
50万円以上55万円未満 2万円
55万円以上60万円未満 2万円
60万円以上65万円未満 1万円
65万円以上70万円未満 1万円
70万円以上75万円未満 6万円
75万円以上76万円未満 3万円
76万円以上 0円
除 者 者 控 除 (特別障害者の場合) 2万円
(同居特別障害者の場合) 3万円
寡 婦 (寡夫) 控 除 (同居特別障害者の場合) 2万円
勤 労 学 生 控 除 2万円
扶 一 般 3万円
養 老 人 3万円
控 特 定 4万円
除 同 居 老 親 等 4万円
基 礎 控 除 3万円

配偶者控除 一般 3万円
老人 3万円
所得金額 控除額
配 38万円超45万円未満 3万円
32,000円超45万円未満 3万円
45万円以上50万円未満 3万円
50万円以上55万円未満 2万円
55万円以上60万円未満 2万円
60万円以上65万円未満 1万円
65万円以上70万円未満 1万円
70万円以上75万円未満 6万円
75万円以上76万円未満 3万円
76万円以上 0円
除 者 者 控 除 (特別障害者の場合) 2万円
(同居特別障害者の場合) 3万円
寡 婦 (寡夫) 控 除 (同居特別障害者の場合) 2万円
勤 労 学 生 控 除 2万円
扶 一 般 3万円
養 老 人 3万円
控 特 定 4万円
除 同 居 老 親 等 4万円
基 礎 控 除 3万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類 金額
基礎 控 除 5万円
配 偶 者 控 除 一般 5万円
普通 1万円 老人 1万円
障 害 者 控 除 特別 1万円 配偶者特別控除 38万円超40万円未満 5万円
同居特別 2万円 40万円以上45万円未満 3万円
寡 婦 一般 1万円 一般 5万円
寡 婦 控 除 特別 5万円 特定 1万円
寡 夫 控 除 1万円 老人 1万円
勤 労 学 生 控 除 1万円 同居老親等 1万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類 金額
基礎 控 除 5万円
配 偶 者 控 除 一般 5万円
普通 1万円 老人 1万円
障 害 者 控 除 特別 1万円 配偶者特別控除 38万円超40万円未満 5万円
同居特別 2万円 40万円以上45万円未満 3万円
寡 婦 一般 1万円 一般 5万円
寡 婦 控 除 特別 5万円 特定 1万円
寡 夫 控 除 1万円 老人 1万円
勤 労 学 生 控 除 1万円 同居老親等 1万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同一金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類 金額
基礎 控 除 5万円
配 偶 者 控 除 一般 5万円
普通 1万円 老人 1万円
障 害 者 控 除 特別 1万円 配偶者特別控除 38万円超40万円未満 5万円
同居特別 2万円 40万円以上45万円未満 3万円
寡 婦 一般 1万円 一般 5万円
寡 婦 控 除 特別 5万円 特定 1万円
寡 夫 控 除 1万円 老人 1万円
勤 労 学 生 控 除 1万円 同居老親等 1万円

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額 1,000万円 1,000万円
以下の部分 超の部分
種類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外債建替以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外債建替証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改修等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村民税 道府県民税
市町村民税 道府県民税 2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村民税 道府県民税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 3/5 2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額(道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額))
2の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の右欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額(道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額))

課税総所得金額から入付控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.895%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超695万円以下 69.58%
695万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

90%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額(道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額))
2の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の右欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額(道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額))

課税総所得金額から入付控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.895%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超695万円以下 69.58%
695万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

90%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額 1,000万円 1,000万円
以下の部分 超の部分
種類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外債建替以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外債建替証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から平成33年までであって、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改修等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村民税 道府県民税
市町村民税 道府県民税 2/5

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村民税 道府県民税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 3/5 2/5

備考

- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 1/3 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

◎税額の計算方法

- 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
所得割額⑥-均等割額⑦=特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村住民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税)
市町村住民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
所得割額⑥-均等割額⑦=特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村住民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税)
市町村住民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

- 総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
所得割額⑥-均等割額⑦=特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧-控除不足額⑨=差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額と記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

- ◎税率
・均等割
市町村住民税 円 道府県民税 円
・所得割(総合課税)
市町村住民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除
支払金額 控除額
生 12,000円以下るとき 全額
12,000円超32,000円以下るとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下るとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき 28,000円
保 15,000円以下るとき 全額
15,000円超40,000円以下るとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下るとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき 35,000円
料 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
控 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地 支払金額 控除額
産 50,000円以下るとき 支払金額の1/2
保 50,000円超のとき 25,000円
険 5,000円以下るとき 全額
料 5,000円超15,000円以下るとき 支払金額の1/2+2,500円
控 15,000円超のとき 10,000円
除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額
配偶者 控除 一般 3万円 2万円 1.1万円
老人 3万円 2万円 1.3万円
配 所得金額 控除額
85万円以下 3万円 2万円 1.1万円
90万円超 3万円 2万円 1.1万円
95万円以下 3万円 2万円 1.1万円
90万円超 3万円 2万円 1.1万円
100万円以下 2万円 1.4万円 7万円
105万円超 2万円 1.4万円 7万円
別 105万円超 1.6万円 1.1万円 6万円
110万円以下 1.1万円 8万円 4万円
115万円超 6万円 4万円 2万円
120万円以下 3万円 2万円 1万円
125万円超 3万円 2万円 1万円
障 者 者 控 除 2.6万円 扶 一 般 3.3万円
(特別障害者) 3.0万円 養 老 人 3.8万円
(同居特別障害者) 5.3万円 控 老 人 3.8万円
者 妻 婦(寡夫)控 除 2.6万円 控 特 定 4.5万円
(特別寡婦の場合) 3.0万円 除 同 居 老 親 等 4.5万円
勤 労 学 生 控 除 2.6万円 基 礎 控 除 3.3万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村住民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村住民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類 金額
基礎控除 5万円
納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障 者 者 控 除 一 般 5万円 4万円 2万円
配 偶 者 控 除 老 人 1.0万円 6万円 3万円
同 居 特 別 2.2万円
特 別 配 偶 者 控 除 88万円超 49万円未満 5万円 4万円 2万円
49万円以上 45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡 夫 控 除 一 般 1万円
配 偶 者 控 除 老 人 1.0万円 6万円 3万円
特 別 5万円
寡 夫 控 除 一 般 5万円 老 人 1.0万円
特 別 5万円 扶 養 控 除 特 定 1.8万円 同 居 老 親 等 1.3万円
勤 労 学 生 控 除 1万円

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額 1,000万円以下 1,000万円超
種類 市町村住民税 道府県民税 市町村住民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外債証券以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外債証券証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下部の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から平成33年までである、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村住民税 道府県民税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 3/5 2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の20%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村住民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分2、市町村住民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の20%に相当する金額を超るとは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.89%
195万円超300万円以下 79.79%
330万円超665万円以下 69.58%
695万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.05%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

地方税法に定める割合 90%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

社会保険料控除
支払金額 控除額
生 12,000円以下るとき 全額
12,000円超32,000円以下るとき 支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下るとき 支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき 28,000円
保 15,000円以下るとき 全額
15,000円超40,000円以下るとき 支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下るとき 支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき 35,000円
料 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
控 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)
地 支払金額 控除額
産 50,000円以下るとき 支払金額の1/2
保 50,000円超のとき 25,000円
険 5,000円以下るとき 全額
料 5,000円超15,000円以下るとき 支払金額の1/2+2,500円
控 15,000円超のとき 10,000円
除 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円

納税者本人の所得金額
配偶者 控除 一般 3万円 2万円 1.1万円
老人 3万円 2万円 1.3万円
配 所得金額 控除額
85万円以下 3万円 2万円 1.1万円
90万円超 3万円 2万円 1.1万円
95万円以下 3万円 2万円 1.1万円
90万円超 3万円 2万円 1.1万円
100万円以下 2万円 1.4万円 7万円
105万円超 2万円 1.4万円 7万円
別 105万円超 1.6万円 1.1万円 6万円
110万円以下 1.1万円 8万円 4万円
115万円超 6万円 4万円 2万円
120万円以下 3万円 2万円 1万円
125万円超 3万円 2万円 1万円
障 者 者 控 除 2.6万円 扶 一 般 3.3万円
(特別障害者) 3.0万円 養 老 人 3.8万円
(同居特別障害者) 5.3万円 控 老 人 3.8万円
者 妻 婦(寡夫)控 除 2.6万円 控 特 定 4.5万円
(特別寡婦の場合) 3.0万円 除 同 居 老 親 等 4.5万円
勤 労 学 生 控 除 2.6万円 基 礎 控 除 3.3万円

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%(道府県民税2%、市町村住民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(道府県民税2%、市町村住民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類 金額
基礎控除 5万円
納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障 者 者 控 除 一 般 5万円 4万円 2万円
配 偶 者 控 除 老 人 1.0万円 6万円 3万円
同 居 特 別 2.2万円
特 別 配 偶 者 控 除 88万円超 49万円未満 5万円 4万円 2万円
49万円以上 45万円未満 3万円 2万円 1万円
寡 夫 控 除 一 般 1万円
配 偶 者 控 除 老 人 1.0万円 6万円 3万円
特 別 5万円
寡 夫 控 除 一 般 5万円 老 人 1.0万円
特 別 5万円 扶 養 控 除 特 定 1.8万円 同 居 老 親 等 1.3万円
勤 労 学 生 控 除 1万円

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額 1,000万円以下 1,000万円超
種類 市町村住民税 道府県民税 市町村住民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外債証券以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外債証券証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から33年までに入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下部の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から平成33年までである、特定取得に該当する場合は、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前金額)

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区 分 市町村住民税 道府県民税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 3/5 2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の20%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村住民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分2、市町村住民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の20%に相当する金額を超るとは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除調整額を控除した金額 割合
0円以上195万円以下 84.89%
195万円超300万円以下 79.79%
330万円超665万円以下 69.58%
695万円超900万円以下 66.51%
900万円超1,800万円以下 56.30%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.05%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)

地方税法に定める割合 90%

◎税額控除(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)

地方税法に定める割合

備考

- 1 市町村は、この通知における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑫欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村住民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村住民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」と、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

平成 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

市町村長殿	現住所		
	1月1日現在の住所		
フリガナ	フリガナ		
	フリガナ		
提出年月日	年	月	日
	氏名		印
個人番号	個人番号		
	個人番号		
続柄			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑭ 生命保険料控除	合 計	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
		介護医療保険料の計	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還 ⑰ 勤労学生控除 (学校名)			
⑱ 障害者控除	フリガナ氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
	フリガナ氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者フリガナ氏名	生年月日	明・大昭・平
	配偶者の合計所得金額		円
	個人番号		
㉑ 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額 万円
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分
	個人番号		控除額
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計		

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
		その他	ク	
		短期	ケ	
		長期	コ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
医療費控除		⑪		
社会保険料控除		⑫		
小規模企業共済等掛金控除		⑬		
生命保険料控除		⑭		
地震保険料控除		⑮		
寡婦(寡夫)控除		⑯		
勤労学生、障害者控除		⑰～⑱		
配偶者控除		⑲		
配偶者特別控除		⑳		
扶養控除	㉑			
基礎控除	㉒	330,000		
合計	㉓			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

第五号の四様式表面(第二条関係) 「別紙三」

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

平成 年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	

市町村長殿	現住所	
	1月1日現在の住所	
フリガナ	フリガナ	
	フリガナ	
提出年月日	氏名	印
	年 月 日	個人番号
年 月 日	生年月日	明・大 昭・平
	世帯主の氏名	
	続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額
	社会保険の種類		支払った保険料
⑫ 社会保険料控除	合計		
	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計
⑬ 生命保険料控除	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計
	⑯ □寡婦(寡夫)控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還		
⑰ □勤労学生控除(学校名)	フリガナ	障害の程度	級度
	氏名		
⑱ 障害者控除	フリガナ	障害の程度	級度
	氏名		
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	配偶者の合計所得金額	円
㉑ 扶養控除	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	同居・別居の区分	□同居 続柄 □別居
1 6歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	同居・別居の区分	□同居 続柄 □別居
2	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	同居・別居の区分	□同居 続柄 □別居
3	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	同居・別居の区分	□同居 続柄 □別居

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	業	農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
医療費控除		⑪		
社会保険料控除		⑫		
小規模企業共済等掛金控除		⑬		
生命保険料控除		⑭		
地震保険料控除		⑮		
寡婦(寡夫)控除		⑯		
勤労学生、障害者控除		⑰～⑱		
配偶者控除		⑲		
配偶者特別控除		⑳		
扶養控除	㉑			
基礎控除	㉒	330,000		
合計	㉓			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

平成 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 _____

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によつて道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に、市町村民税、道府県民税申告書に添付して提出して下さい。

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 の 控 除 限 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額	(イ)	円	当 年 分 の 控 除 余 裕 額	国税の控除余裕額(イ)-(ホ)	(ハ)	円		
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額	(ロ)			道府県民税の控除余裕額 {(イ)+(ロ)-(ホ)}又は(ロ)のうち低い金額	(ト)			
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額	(ニ)			市町村民税の控除余裕額 (ニ)-(ホ)又は(ハ)のうち低い金額	(フ)			
	計	(イ)+(ロ)+(ニ)	(二)		計	(ハ)+(ト)+(フ)	(リ)		
当年において課された外国税額				(ホ)	当年分の控除限度額を超える 外国税額 {(ホ)-(二)}			(ス)	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超える 外国税額の 生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年か らの繰 越額	当年分 とみな す額	翌年 繰越額
	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年か らの繰 越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額			
平成 年	(1) 円			(2) 円			(3) 円			(1) 円		
平成 年	(4)			(5)			(6)			(2)		
平成 年	(7)			(8)			(9)			(3)		
合 計	(ロ)	(7)		(7)	(ハ)		(3)	(7)		(4)	(7)	
当 年 分	(ハ)の額	(7)の額	(ロ)-(7)の額	(ト)の額	(4)の額	(ト)-(4)の額	(フ)の額	(7)の額	(フ)-(7)の額	(ス)の額	(7)+(ハ)+(フ)の額	(ス)-{(7)+(ハ)+(フ)}の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の 控除余裕額 の当年の 限度額への 加算額	国 税	(ロ)のうち(ス)に充てられる額	(7)	(7)	前3年以内の 控除限度額 を超える 外国税額の 当年への繰 越額	国 税	(ロ)のうち(ハ)に充てられる額	(7)				
	道府県民税	(7)のうち(ス)に充てられる額	(ハ)	(ハ)		道府県民税	(ロ)-(7)のうち(ト)に充てられる額	(4)				
	市町村民税	(3)のうち(ス)に充てられる額	(7)	(7)		市町村民税	(ロ)-(7)-(4)のうち(フ)に充てられる額	(7)				
	計	(7)+(4)+(7)	(7)	(7)		計	(7)+(4)+(7)	(7)				

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税額 の生じた年度	道 府 県 民 税			市 町 村 民 税							
	控除未済 外国税額	(7)	当該年度 控 除 額	(ハ)	翌年度繰越額 (7)-(ハ)	(7)	控除未済 外国税額	(7)	当該年度 控 除 額	(7)	翌年度繰越額 (7)-(7)
平成 年度		円						円			
平成 年度						円					円
平成 年度											
当該年度分											
計		円		円				円		円	

備考

- 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- この様式の記載の要領は、次によること。
 - 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
 - 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ス)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
 - 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(リ)の金額に充てられるものを記載すること。

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 _____

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によつて道府県民税及び市町村民税の所得割額から控除を受けようとする場合に 市町村民税 申告書に添付して提出して下さい。
道府県民税

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 限 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額 (イ)	円	当 年 分 余 裕 額	国税の控除余裕額(イ)-(ホ)	(ウ)	円
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額 (ロ)			道府県民税の控除余裕額 [(イ)+(ロ)-(ホ)]又は(ロ)のうち低い金額 (ト)		
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額 (ハ)			市町村民税の控除余裕額 (ニ)-(ホ)又は(ハ)のうち低い金額 (チ)		
	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	(ニ)		計 (ウ)+(ト)+(チ)	(リ)	
当年において課された外国税額 (ホ)			当年分の控除限度額を超える 外国税額 [(ホ)-(ニ)]			(ス)

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超える外国税額の 生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年からの繰 越額	当年分とみな す額	翌年 繰越額	
	前年からの繰 越額	当年に 加算する額	翌年 繰越額	前年からの繰 越額	当年に 加算する額	翌年 繰越額	前年からの繰 越額	当年に 加算する額	翌年 繰越額				
平成 年	(1) 円			(2) 円			(3) 円			(1) 円			
平成 年	(4)			(5)			(6)			(2)			
平成 年	(7)			(8)			(9)			(3)			
合 計	(ロ)	(7)		(7)	(ハ)		(3)	(7)		(イ)	(7)		
当 年 分	(ウ)の額	(7)の額	(ウ)-(7)の額	(ト)の額	(ハ)の額	(ト)-(ハ)の額	(チ)の額	(7)の額	(チ)-(7)の額	(ス)の額	(7)+(ハ)+(7)の額	(ス)-{(7)+(ハ)+(7)}の額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年の各年の国税の控除限度額	前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分			前3年以内の控除余裕額の当年の限度額への加算額			国税	(7) 円	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当年への繰越額			国税	(7) 円
平成 年 (7)	平成 年	指定都市					道府県民税	(ハ)				道府県民税	(ハ)
平成 年 (8)	平成 年	指定都市					市町村民税	(7)				市町村民税	(7)
平成 年 (9)	平成 年	一般市					計					計	(ホ)
平成 年 (10)	平成 年	一般市											

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国税 額の生じた年度	道府県民税			市町村民税		
	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (7)-(イ)	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (7)-(イ)
平成 年度	円			円		
平成 年度						
平成 年度						
当該年度分						
計	円	円		円	円	

備考

- 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- この様式の記載の要領は、次によること。
 - 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額を、
「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額（地方税法施行令第7条の19第5項及び第6項の適用がある場合には、適用前の金額）又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、
「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
 - 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ス)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
 - 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(リ)の金額に充てられるものを記載すること。
 - 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、
各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、「指定都市」に「○」を、それ以外の市町村にあっては、「一般市」に「○」を記載すること。